

笠松競馬の信頼回復に向けて

～公正で公平な競馬を実現する新たな対策～

令和3年4月21日策定

令和3年7月 9日更新

岐阜県地方競馬組合

再発防止策の徹底

今後、不適切事案を発生させないために、以下の意識改革、監視強化、組織体制の強化の3つの観点から再発防止策を策定する。

なお、今後、過去の不適切事案が明るみになった場合は、その関係者を笠松競馬に今後一切関与させない措置を取ることとする。

また、新組織体制となった以降において、同様の不適切事案が生じた場合は、直ちにレースを自粛する。

(1) 競馬関係者全体の意識改革

①倫理憲章の策定

- ・競馬関係者全体の規範となる倫理憲章の策定

②新たな研修会の開催等

<新たな研修会>

- ・きゅう舎関係者を指導する組合職員に対する法令遵守の研修会
- ・帳簿作成、必要費用を認識させる税務署等による研修会
- ・きゅう舎関係者の同居親族に対する公正確保に関する研修会
- ・セクハラ撲滅に向けた研修会
※全ての競馬関係者の参加を義務化

<研修会の内容拡充>

- ・警察や地方競馬全国協会等の外部講師による研修会の内容を拡充

研修会開催数：年1回 ⇒ 年4回

- ・法令遵守などについて説明する訓示会の内容を拡充

調教師 年12回 ⇒ 年21回

騎手 年4回 ⇒ 年21回

※研修内容に調整ルームの遵守事項等を追加

厩務員 対象外 ⇒ 年21回

- ・競馬組合による社会通念上容認されないものを具体的に示す事例集の作成

③確認書類の追加提出等

- ・過去5年分の所得課税証明書の提出を義務化
- ・競馬法等の規定を遵守する旨に加え、不必要な情報交換を行わない旨の誓約書を全きゅう舎関係者から徴取
- ・所得税の申告漏れや馬券購入、情報提供・金員の授受の有無を確認するとともに、回答の内容に偽りがあった場合は如何なる重い処分も受け入れるとの確認書を徴取
- ・新たに笠松競馬に関わることとなった者から、各種法令を遵守することの誓約書を徴取
- ・現金払いであった攻め馬手当（馬の調教手当）を銀行振込にするなど、現金取引から口座振替への変更

④きゅう舎関係者組織による自主的な取組み

- ・「きゅう舎専門部会」による自主的な研修会の開催や公正確保対策を策定
- ・きゅう舎関係者による公正確保に関する行動計画の策定

(2) 組合の管理・監視の強化

①調整ルームの監視の強化

※調整ルーム：騎手が公正競馬を確保するため、外部との接触を一切絶ち体調を整えるため、レース開催前日から入室する施設

<新たな設備による監視の強化>

- ・監視カメラの増設により死角を排除
監視カメラ：0台⇒9台（R2.8）⇒**33台**
- ・携帯電話等通信機器の通信抑止装置を新設

<入室時の監視の強化>

- ・金属探知機による身体検査、手荷物検査を拡充

レース前日のみの検査 (R2.8) ⇒入室の都度の検査

- ・入室時間をネット馬券販売の開始時刻前に前倒し

レース開催前日入室時間： 19:00 ⇒ 17:30

- ・入室後に通信機器が持ち込まれていないことを確認するため、1開催1人以上の抜き打ち検査を実施

<外出時の監視の強化>

- ・やむを得ない理由により、調整ルームから外出する場合には、理由・期間等を用紙に記入して申請させ、厳格な審査を実施
- ・やむを得ない外出時は警備員等の付き添いを義務化
- ・人の出入りが想定される場所に人感センサーを新設

②業務エリアの監視の強化

- ・騎手控室、調教師控室及び携帯電話等通信機器の使用可能エリアの監視カメラの増設による死角を排除

監視カメラ：16台⇒24台 (R2.8) ⇒29台
騎手バス内をすべて監視できるドライブレコーダーに更新

- ・無制限であった業務エリア内の携帯電話の使用可能エリアを2カ所に制限
- ・不正行為を抑止するため、競馬開催期間中における監視員による常駐監視を実施

調査員 (警察官OB)：0名 ⇒ 1名
業務エリア監視員：0名 ⇒ 2名

- ・調教師と騎手の待機エリア分離による接触機会を抑制
- ・勝ち馬投票券の購入を抑止するため、発売所にきゅう舎関係者の顔写真付き名簿を配備

- ・警備員による入場時の通行証携帯の確認を徹底

③ ネットによる馬券購入の防止

- ・親族を含めたネット投票会員の加入状況を確認
- ・きゅう務員新規認定希望者のネット投票会員の該当の有無及び退会の確認を徹底
- ・賭博罪の処罰対象となる可能性のある海外で運営される賭博サイトを利用することがないように、文書により全きゅう舎関係者に注意喚起

④ SNS犯罪・サイバー犯罪への対応

- ・警察や防犯協会等を講師とするSNS等のインターネットの取扱いや交友関係のあり方にかかる研修会の実施
- ・競馬組合によるインターネット、SNS上の笠松競馬にかかる不適切な投稿等を業者に委託し監視を実施

(3) 組織体制の強化

- ・構成団体による笠松競馬全体の運営方針を決定する「最高運営会議」を新設
- ・内部の公正確保を担当する「運営監察監」を新設するとともに、各種公正確保施策を所管する「公正確保推進課」を新設
- ・管理者、管理者代行、運営監察監による定例会議の開催
- ・管理者と運営監察監とのホットラインの開設
- ・外部有識者による「運営監視委員会」を新設し、外部から公正確保対策の取組状況の確認、分析、評価、指導を実施
- ・組合幹部職員による「公正確保対策推進会議」を新設し、内部から公正確保対策の推進、職員の意識向上・知識習得を促進
- ・競馬関係者が不正行為を容易に通報できる公益通報制度を新設するとともに、調騎会やきゅう務員共済会が不正情報を入手し

た場合は、速やかに組合と共有する仕組みを整備

- 広くお客様などからの意見を聴取するため、「お客様目安箱」を場内各所に設置するとともに、ホームページにおける同様の投稿フォームや電話窓口を新設
- セクハラ専用の相談苦情処理窓口を新設するとともに、相談のあった場合には速やかに「公正確保対策推進会議」を開催し、迅速に対応できる体制を整備
- 投稿等について、運営監視委員会に諮るなどした上で処理する仕組み（対応フロー）の構築
- 税務申告にあたって、税理士会との連携による税務相談窓口（相談会）の設置